

鎌情・個審議第11号  
平成28年12月20日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づき、平成28年12月20日付け鎌高第5690号をもって諮問のありました個人情報の利用及び提供につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

また、事業の性質上、条例第9条第3項の規定による本人への通知は省略することができるものとします。

なお、生涯現役促進地域連携鎌倉協議会においては、個人情報保護制度の本旨に照らし、個人情報取扱の規則等を定め、適切な運用に努めることを求めます。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用提供する記録の名称	利用提供する理由	利用提供先
29	高齢者いきいき課 政策創造課	協議会職員採用試験及び採用職員管理等に係る事務	受験者・採用者	採用試験申込書及び採用時提出書類に記載の個人情報	生涯現役を目指す高齢求職者の就労サポート、高齢者を雇用する企業の開拓及び就労マッチング等の事業実施にあたり、協議会職員採用試験受験者の能力・適性判断及び採用者の給与支払い等のため。	生涯現役促進 地域連携鎌倉協議会
	高齢者いきいき課 政策創造課	高年齢者及び事業所アンケート調査事務	対象者	氏名、性別、生年月日、住所及びアンケート調査用紙に記載の個人情報	生涯現役を目指す高齢求職者の就労サポート、高齢者を雇用する企業の開拓及び就労マッチング等の事業実施にあたり、高年齢者の就労に関する意向等を把握するため。	生涯現役促進 地域連携鎌倉協議会
	高齢者いきいき課 政策創造課	就労相談事務	対象者	相談記録に記載の個人情報	生涯現役を目指す高齢求職者の就労サポート、高齢者を雇用する企業の開拓及び就労マッチング等の事業実施にあたり、就労の相談及び相談記録を作成するため。	生涯現役促進 地域連携鎌倉協議会
	高齢者いきいき課 政策創造課	高齢者の就労に係るイベント等開催事務	対象者	登壇者報酬支払い及び参加者把握に必要な個人情報	生涯現役を目指す高齢求職者の就労サポート、高齢者を雇用する企業の開拓及び就労マッチング等の事業実施にあたり、イベント等登壇者への報酬支払い及び参加者を把握するため。	生涯現役促進 地域連携鎌倉協議会